# 広島県ニホンジカ被害対策基本方針

~第2期(令和4~8年度)~

令和4 (2022) 年4月 広島県

# 目 次

基本方針策定の背景	1
基本方針策定の目的	1
シカの基本的な生態 1 )シカが好む環境 2 )食性 3 )繁殖生態	1
現状と課題 1)分布を拡大するシカ 2)農林業被害の軽減に向けた計画 ア 第二種特定鳥獣 (ニホンジカ)管理計画 イ 市町被害防止計画 3)農業被害対策の現状と課題 ア 被害の状況 イ これまでの対策 ウ 課題 4) 林業被害の現状と課題 ア 被害の状況 イ これまでの対策	2
基本的な考え方 1)基本方針の目指す姿 2)基本方針の位置付け 3)基本方針の見直し期間 4)役割分担 ア 農業被害対策 イ 林業被害対策 5)取組内容 ア 生息状況の継続的な把握 イ 農業被害の軽減	13
被害対策のための行動計画の骨子(令和4~8年度) 1)指標の設定 ア 農業被害 イ 林業被害 2)生息状況等の把握 3)農業被害対策 ア 農業被害状況の把握 イ 人材育成・体制整備 ウ 侵入防止・環境整備・加害個体の捕獲の強化 4)林業被害対策 ア 林業被害状況の把握 イ 捕獲技術等の確立 ウ 捕獲を行う人材の育成 エ 捕獲体制の構築	18
	基本方針策定の目的 シカの基本的な生態 1) シカが好む環境 2) 食性 3) 繁殖生態 現状と課題 1) 分布を拡大するシカ 2) 農林業証素の経滅に向けた計画 ア 第市監視書防止計画 3) 農業種特定品計画 3) 農業被害の状況 イ これまでの対策 ウ 課題 1) 林業被害の現状と課題 ア 被害の状況 イ これまでの対策 ウ 課題 1) 林業被害の現状と課題 ア 被害の表方 1) 基本方針の句直し期間 1) 基本方針の句直し期間 1) との表表方 1) 基本方針の見直と関係を表示が表別を表示が表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表

- (5)被害軽減のための集中的な捕獲の実施(指定管理鳥獣捕獲等事業)
- (6) 県の連携体制
  - ア 体制
  - イ 連絡調整会議
- 7 参考:シカ対策に活用できる主な制度等 ・・・・・21
- (1)農業被害対策
  - ア 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)
  - イ 鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)
  - ウ ひろしまの森づくり事業
- (2) 林業被害対策
  - ア 森林環境保全整備事業 (森林環境保全直接支援事業・特定森林再生事業)
  - イ 林業成長産業化総合対策
- (3)捕獲
  - ア 捕獲報奨金 (単市町事業)
  - イ 鳥獣被害防止総合対策交付金 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)
  - ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

### 1 基本方針策定の背景

広島県におけるニホンジカ(以下「シカ」という。)の推定生息数は,近年増加傾向にあるとと もに、分布域も主な生息地域である県中央部からその周辺部に急速に拡大しつつある。

このような状況の中、これまで農業被害額は減少傾向にあったものの、平成30年度からは増加に転じている。

集落代表者へのアンケート調査の結果では、「被害がない」との回答はほぼ横ばいであるものの、 今後、シカの分布域の拡大等に伴い、被害が深刻化することも懸念される。

林業分野では、近年の造林実績が少ないこと等から、現状ではシカ被害は低位である。しかしながら、森林資源の有効活用と資源循環を計画的に推進することを目的として、今後、主伐後の再造林を拡大する計画としていることから、被害が甚大となるおそれがある。

また、鳥獣による農林業被害対策の一つである捕獲については、その担い手(狩猟者)が高齢化していることから、近い将来高い捕獲技術を有するベテランハンターが減少し、捕獲数の維持や適切な捕獲体制の確立等に支障が出る可能性がある。

こうした状況から、これまでの被害対策の取組では、将来的に農林業被害が増加する可能性があるため、関係者がより連携して対策に取り組むことが必要である。

# 2 基本方針策定の目的

将来にわたる農林業被害の軽減に向けて、関係者が連携して、農林事業者による効果的な被害対策の支援に取り組むことが重要であり、そのためには、より具体的な被害対策の方向性を示すことが必要である。

また、移動・分散するシカによる被害を適切かつ効率的に管理するためには、市町域を越えて広域的に連携した計画が必要である。

このことから、農林業被害対策に特化して県内全域を対象とした広域的な被害対策に係る「広島県ニホンジカ被害対策基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、シカによる農林業被害を県民が許容できるレベルに抑えることを目的とする。

#### 3 シカの基本的な生態

#### (1)シカが好む環境

シカは,低地から亜高山帯の森林に生息し,最近では集落周辺の草地や農地にも出没している。 林(安全な場所)と開けた場所(餌場)が接する林縁を好むため,特に山際の農地周辺や新植地 は元々シカにとって魅力的な場所であり,深刻な被害が発生する可能性が高い。

#### (2)食性

平均体重は 50~70kg 程度になる反芻する草食動物である。1,000 種類以上の植物を食べると言われており、葉や実だけでなく枝や樹皮も食害することからも、被害に遭う農作物や樹種は多岐にわたる。

#### (3)繁殖生態

イノシシと異なり、シカは1回の出産で基本的に1頭しか産まない。しかし、栄養状態がよければ1歳から妊娠可能で、毎年出産することも可能である。大型の哺乳類としては繁殖率が高く、 既知の増加率によると個体数は5年で倍になる可能性もある。したがって、農地や林地で安心して豊富な餌が得られるような環境下では、個体数がさらに増加する可能性が非常に高い。

### 4 現状と課題

### (1)分布を拡大するシカ

シカの生息状況調査を開始した平成 14 年度以降,シカの分布域は拡大し続けている。平成 14 年度には広島市北東部及び安芸高田市を中心とした県のほぼ中央部と,瀬戸内海に面した東広島市安芸津町及び竹原市を中心地域に分布していたものが、平成 19 年度には両地域の分布域が接近して分布境界が不明瞭となり、平成 25 年度以降は生息地域が一体化して周辺地域にさらに分布が拡大している。

推定生息数も増加しており、平成27年度に全県(島しょ部除く)で約5万頭(中央値)に達している。

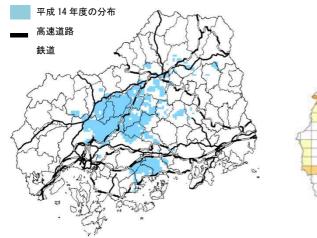


図1 平成14年度のシカ分布域

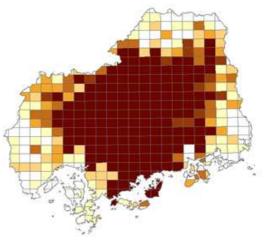


図2 平成24~令和2年度のシカ分布域

# (2)農林業被害の軽減に向けた計画

シカの被害対策に関する既存の計画は、次のとおりである。

#### ア 第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」という。) に基づき県が策定した「第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画」(以下「第二種特定計画」という。) は、人と野生鳥獣との軋轢を解消するとともに、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として、中長期的な目標や対策を設定した計画であり、本計画により、個体群管理に必要な狩猟の制限緩和等を行っている。

本計画は、中長期的な視点で野生鳥獣の保護管理における考え方や目標を示すものであり、 具体的な被害対策や役割分担等について細かく定めているものではない。また、「個体群管理」 「被害管理」「生息地管理」に総合的に取り組むとしている中で、「個体群管理」のみ数値目標 を定めている。

### イ 市町被害防止計画

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づき各市町が策定している「被害防止計画」は、各市町の農林業等の被害対策について定めた計画であり、県内の全市町が策定している。本計画は、被害軽減に向けた目標値はあるものの、必ずしも被害対策の方針、目的、目標、事業等を体系的にまとめているものではない。また、市町ごとに策定していることもあり、内容について隣接市町との連携は十分ではない。

表 1 第二種特定計画と被害防止計画の関係

項目	第二種特定計画	被害防止計画
	人と野生鳥獣との軋轢の解消と中	現場に最も近い市町が被害防止施
趣旨	長期的な観点で野生鳥獣の個体群	策を総合的かつ効果的に実施する。
	の安定的な維持を図る。	
主目的	個体群管理	地域の実情に即した被害防止対策
策定期間	5年	3年
根拠法令	鳥獣保護管理法	鳥獣被害防止特措法
主管	県(環境県民局)	市町

# 環境省 鳥獣保護管理法

# 県 第二種特定計画

### =個体群管理を主とした計画

・アクションプログラムの指標達成に資するようにシカによる農作物被害額を減少させる。効果的な被害防除対策や捕獲技術を確立し、林業被害抑制対策を推進する。

# 個体群管理

○年間捕獲目標(目安)は15,600頭以上とする。 ☆具体的な対策:狩猟の制限緩和,狩猟期間延長 等

#### 被害管理

○餌場化防止,侵入防止,捕獲☆具体的な対策:記載なし

# 生息地管理

〇餌源対策

☆具体的な対策:記載なし

### 課題

・被害対策の考え方は示しているが、考え方に対する 具体的な対策は明記していない

# 農林水産省 <u>鳥獣被害防止特措法</u>

# 市町 被害防止計画

=被害対策を主とした計画

### 捕獲等に関する取組

〇被害防止のための捕獲

☆具体的な対策:捕獲体制,捕獲計画等

#### 防護柵の設置その他

○動物が出没しにくい環境づくり☆具体的な対策:緩衝帯 里山整備等

〇餌場化防止, 侵入防止

〇具体的な対策: 柵整備計画, 広報活動

#### 課罰

・隣接市町と連携するなど、広域的な対策 を示した内容ではない

【課題】: シカの分布域拡大に対しての被害対策や広域連携に 関する具体的な対策を明記した計画でない

図3 シカ被害管理に関する二つの計画の課題

### (3)農業被害対策の現状と課題

# ア 被害の状況

シカによる農業被害は、主に水稲であり、令和2年度は3,120万円でシカの被害額全体の半 数近くを占めている。主には分げつ期までの被害が多いとされているが、分げつ期以降の被害 はイノシシによる被害と区別できていない可能性もあり、実際の被害額はこれよりも多いも のと推察される。水稲に次いで多いのは野菜(1,013万円)、果樹(663万円)の順となってい る(いずれも令和2年度)。



図4 シカにより被害を受けた水稲

### 表 2 シカによる農作物被害額の推移

Ŧ	長2 シカ	による別	農作物被	害額の推	移					(単位:	万円)
	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	被害額	6, 918	4, 838	5, 490	5, 036	4, 220	3, 498	3, 298	4, 201	4, 380	5, 299

# イ これまでの対策

農業被害対策は、適切な技術を選択・適用すること、そしてこうした技術の適用を持続可能 な体制により進めることが重要である。これまで実施してきた県の対策は、次のとおりである。

# (ア)技術

シカの対策技術は、他の鳥獣と同様に、「環境改善」、「侵入防止」、「加害個体の捕獲」に よる総合的な対策が重要である。それぞれの取組は、市町単位で進められており、概要は表 2のとおりである。

表3	)L	ム島県におけるシカの農業	被害 メ	可東0	ノ収剤	3IVA	
の種類			取	組	内	容	

技術の種類	取組内容
環境改善	・誘引物の除去 ・餌場と隠れ場所の除去 ・図5参照
侵入防止	<ul><li>・ワイヤーメッシュ、電気柵</li><li>・図6参照</li></ul>
加害個体の捕獲	<ul><li>・有害鳥獣捕獲</li><li>・ 銃器による捕獲</li><li>箱わな及び囲いわなに</li><li>よる捕獲</li></ul>





図5 農地に隣接した隠れ場所の除去(左:伐採前,右:伐採後)



図6 ワイヤーメッシュ柵の設置例

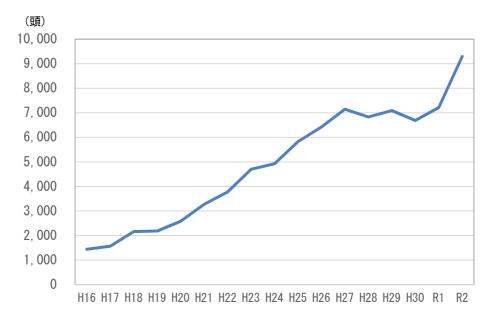


図7 シカの有害鳥獣捕獲数の推移(自然環境課調べ)

### (イ) 体制と対策

本県では、県、市町及び農業者がそれぞれ役割分担して被害対策に取り組んでいる。こうした中、県が中心となって人材育成や技術向上等ソフト対策への支援に注力するとともに、 侵入防止柵等ハード対策の支援も実施してきた。

### 〇 鳥獣被害対策プログラムに基づく支援

市町が主体的に地域の実情に応じて鳥獣被害対策へ取り組むため、被害防止計画に基づいて毎年作成する「鳥獣被害対策プログラム」を令和元年度から推進することとし、研修会等の実施や専門家の派遣、新技術の導入実証等の取組に対して支援している。

#### 〇 指導者の育成

集落や市町等で被害対策の指導役となる人材の確保に向けて、鳥獣被害対策の知見を 習得するための研修会を開催しており、修了者は 1,200 名を超えている。また、県内 14 市町でモデル集落の育成に取り組んできた。

### 〇 集落等実態調査による被害状況等の把握

県内の集落ごとの被害状況や取組等の実態について、広範かつ詳細な情報を得るため、「集落等実態調査票」を県内集落に配布、回収、分析を行い、分析結果を市町に共有している(令和3年度は県内21市町で実施)。

### 〇 捕獲の担い手の技術向上

集落における捕獲の担い手を育成するため、捕獲技術の研修会を開催している。

#### ○ 鳥獣被害防止総合対策交付金による市町の支援

国の鳥獣被害防止総合対策交付金(以下「鳥獣交付金」という。)を活用し、被害防止計画に基づく取組を総合的に支援している。具体的には、侵入防止柵や処理加工施設等の整備、捕獲機材の導入、捕獲活動の取組等がある。

# ウ課題

これまで、本県では被害対策の技術等の普及を進めてきたが、県による現状分析の結果、いくつか大きな課題が認識できた。

#### (ア)被害実態の把握が十分でない

県全体の被害額は減少傾向にあったものの、県内のシカの分布域は急速に広域化しており、平成30年度から被害額は増加に転じている。

その一方で、集落等実態調査の結果では、シカによる被害が「深刻」「大きい」と回答した割合はほぼ横ばいとなっている。また、分げつ期以降の被害がイノシシの被害としてカウントされている可能性がある等、シカによる被害を正しく認識できていないおそれがあり、加害する獣種に対する適切な技術を適用できていないことも示唆される。

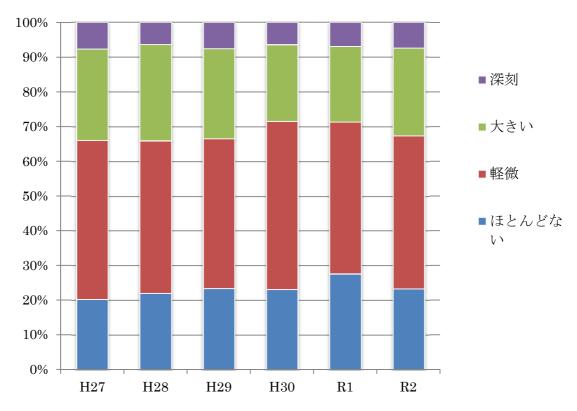


図8 集落実態調査によるシカによる被害の深刻さ(感じ方)の推移(農業技術課調べ)

### (イ)被害対策を実施する上での集落への支援体制が十分でない

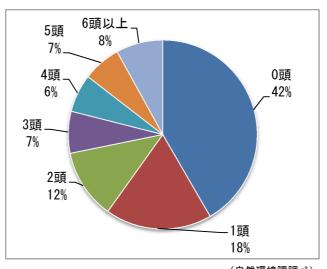
シカの分布域の拡大は、必ずしも単純に被害増加へ直結するものではないが、当然ながら 農業被害が発生するリスクは増大している。これまで普及してきた技術を展開することに 変わりはないが、集落ぐるみで正しい被害対策を実践するには、集落を支援する体制が未だ 不十分である。

県内ではモデル集落の育成に取り組む等、課題解決に至る支援体制を整えつつある市町がある一方で、研修会の開催はあっても集落と連携した取組を実施していない市町もある。そうした市町では、 鳥獣害対策担当部局や鳥獣被害対策実施隊といった鳥獣害対策の支援体制が不十分な場合が多い。

市町の担当者は、農業者だけでなく住民全体への個別対応に忙殺され、被害の低減に向けた戦略的対策や交付金の活用について検討する時間的な余裕がないことに加え、人事異動等によりノウハウが蓄積しにくい環境にある。このため、効果的な被害対策を講じるためには、安定的かつ継続的な支援体制を構築する必要がある。

# (ウ) 箱わなを設置しても効果的な捕獲ができていない

農作物に被害を及ぼす個体を捕獲するために、有害鳥獣捕獲による捕獲が行われている。こうした捕獲の主である箱わな及び囲いわなによる捕獲については、一つの捕獲許可に対して、6割が1頭以下しか捕獲できていない。これは、有害鳥獣捕獲の肝心かなめの"犯人逮捕のための捕獲"が、集落周辺でできていないということを示唆していると考えられる。



(自然環境課調べ)

※内訳が明らかな17市町分のうち、許可別・わなの種類別の内訳が明らかなもののみ集計 図9 箱わな及び囲いわなによる有害鳥獣捕獲数の状況(平成27年度)

# (エ) 捕獲の担い手が近い将来減少することが懸念される

本県においては、狩猟免許所持者(鳥獣捕獲の担い手)は近年増加しているものの、60歳以上の高齢者が占める割合が約70%を占めている。このことから、近い将来捕獲の担い手が減少する可能性があるとともに、高い捕獲技術を有するベテランハンターも減少することが懸念される。

	1X T 111	かれっしゅうかい	11 11 20 00 1	L19		
年 度	H19	H24	H29	H30	R1	R2
網 猟合計	71	115	87	91	88	92
사식 가지 그 타	2. 2%	2. 1%	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%
わな猟合計	793	3, 452	4, 421	4, 517	4, 665	4, 639
427よ9元 口 日	24.9%	63. 7%	67. 2%	68.4%	68. 9%	69. 0%
第一種銃猟合計	2, 275	1, 808	2, 025	1, 948	1, 972	1, 959
714 IE204/10 H	71.3%	33. 4%	30. 8%	29. 5%	29. 1%	29. 1%
第二種銃猟合計	50	46	47	47	43	38
7/7 — (11/2/1/1/11 1)	1.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%
合計 (延数)	3, 189	5, 421	6, 580	6, 603	6, 768	6, 728

表 4 狩猟免許所持者数の推移

表 5 年齢別狩猟免状交付件数の推移

	H19	H24	H29	Н30	R1	R2
18~29	52	51	207	193	205	175
30~39	269	214	440	492	491	466
40~49	475	359	720	779	808	819
50~59	1, 847	851	767	809	815	808
60歳以上	4, 340	3, 946	4, 446	4, 330	4, 449	4, 453
(下段,率)	62. 2%	72.8%	67. 6%	65. 6%	65. 7%	66. 3%
計	6, 983	5, 421	6, 580	6, 603	6, 768	6, 721

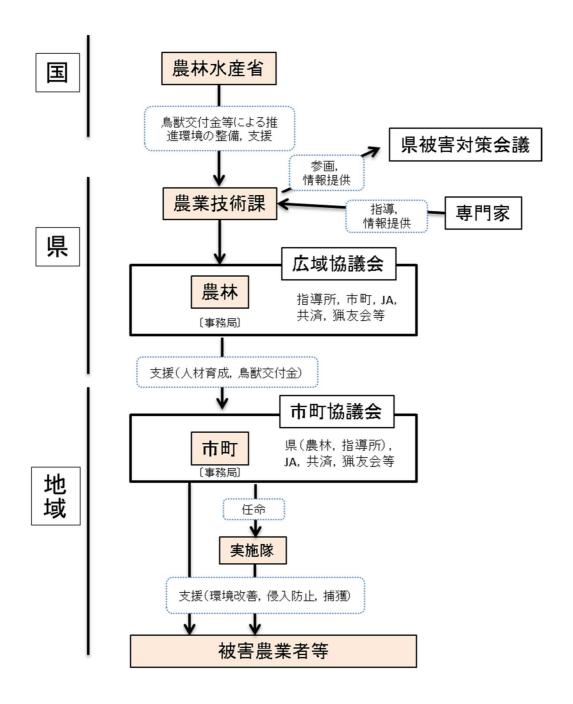


図 10 広島県における鳥獣被害対策(農業)の体系

# (4) 林業被害の現状と課題

# ア 被害の状況

シカによる林業被害の面積は、平成 19 年度は 64.5ha であったが、平成 20 年度以降は年間 10ha 程度で推移している。主な被害は造林地における植栽木の食害である(図 11)。



図 11 食害を受けたヒノキの植栽木

# イ これまでの対策

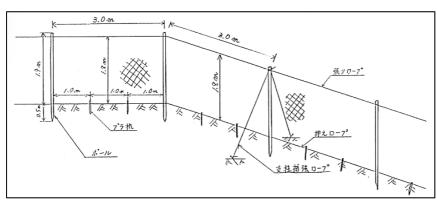
林業被害対策においては、持続可能な体制において、適切な対策を実行するとともに、必要な維持・管理を実施することが重要である。これまで県内で実施してきた対策等については、次のとおりである。

# (ア)技術

シカによる林業被害の対策における技術は、「侵入防止」、「食害防止」等の防除技術及び 捕獲技術がある(表6)。

技術	可種類	取 組 内 容	
	侵入防止	・防護柵の設置	・図 13 参照
防除	食害防止	・忌避剤 ・食害防止チューブ	- 図 14 参照
- 1	捕獲	・くくりわな等	

表 6 広島県におけるシカの林業被害対策の取組内容



140cm

図 13 防護柵の設置例

図 14 食害防止チューブの設置例

# (イ) 体制と対策

林業においては,一般的に森林所有者から森林施業を請け負った林業経営体が被害対策に 取り組んでおり,シカ被害が懸念される場合は,苗木植栽時に防護柵や食害防止チューブ等 を設置している。

# ○ 林業被害の実態把握

平成30年度から、植栽地における苗木の食害状況を把握するため、林業経営体等と連携し被害の実態調査を行っている。

### ○ 防除施設の設置・管理

「侵入防止」のための防護柵,「食害防止」のための食害防止チューブ等については, 適正に設置した後に,維持・管理を行う必要があるが,防護柵のアンカー抜けやネットの 破損,食害防止チューブの破損等が発生している。

# 〇 モデル地区における試行的な捕獲等

令和2年度から、捕獲技術の確立や捕獲人材の育成等を目的として、奥山2地区で、シカ捕獲のモデル的な取組を開始した。

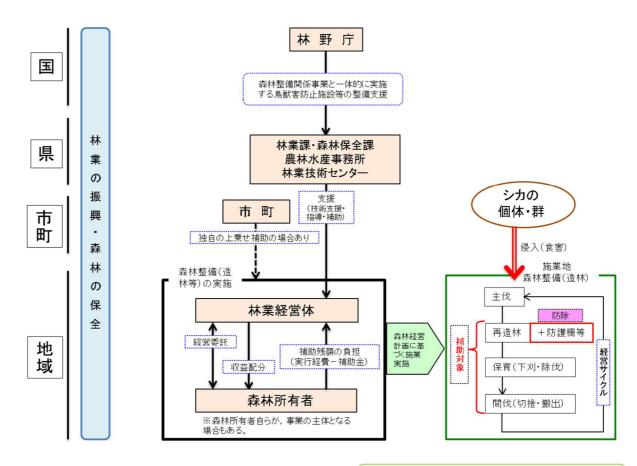
### ウ課題

シカによる林業被害対策を実施していくためには、次の課題があげられる。

- (ア) シカの生息数が増加する中で、再造林の拡大に取り組むこととしており、今後、シカによる再造林地の食害が著しく増加することが懸念されるため、シカ被害防止に向けた捕獲に取り組むことが必要である。
- (イ) これまで、林業被害を目的とした捕獲対策は実施されていないため、林業分野で本格的な「捕獲」を実施するためには、「技術の確立」、「人材の育成」及び「体制の構築」に向けて、引き続き、モデル的な取組を通じて技術的な知見を蓄積し、普及につなげることが必要である。
- (ウ) また防護柵の適正な設置や維持管理に係る対策が必要である。

# (エ) 捕獲の担い手が近い将来減少することが懸念される

本県においては、狩猟免許所持者(鳥獣捕獲の担い手)は近年増加しているものの、60歳以上の高齢者が占める割合が約70%を占めている。このことから、近い将来捕獲の担い手が減少するとともに、高い捕獲技術を有するベテランハンターも減少することが懸念される。



※令和2年度から、県、市及び林業経営体等が連携して、 別途、シカ捕獲のモデル事業に取り組んでいる。

図 15 広島県における森林整備及び鳥獣被害対策(林業)の体系

### 5 基本的な考え方

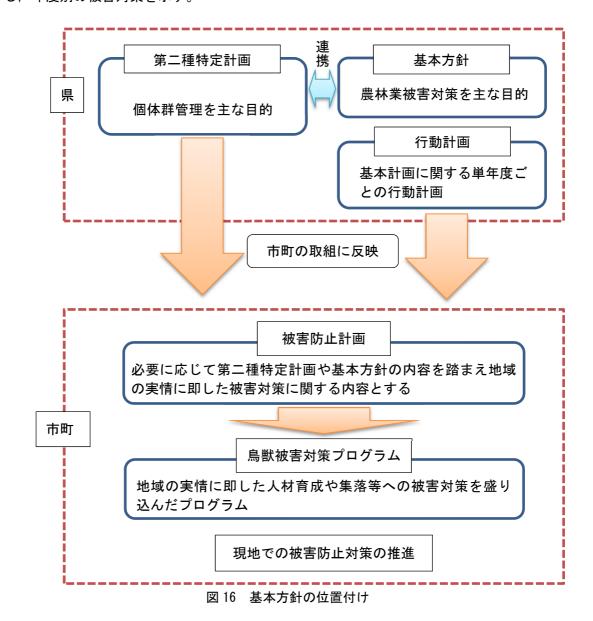
# (1)基本方針の目指す姿

- ■基本方針に基づいて、県・市町、関係機関、農林業事業者等が連携して、必要な場所・時期に 必要な重点対策が施されている。
- ■市町やJA等の関係機関や集落での技術伝承に結びつくような人材育成を継続的に進め、集落で正しい被害対策が実施されることにより、農業者が集落の被害を「軽微」または「ほとんどない」と実感できている。
- ■再造林地における捕獲技術や捕獲体制等が構築され、効果的に対策が実施されることで、シカ 被害が抑制されている。

# (2) 基本方針の位置付け

将来にわたって農林業被害に関する課題に対応するため、県内全域を対象とした具体的かつ 効果的な被害対策の方針を示すものである。市町は、第二種特定計画や基本方針等を踏まえて、 被害防止計画の策定や現地の実情に即した各種被害対策を推進していく。

なお、「基本方針」を具体的かつ計画的に実践するための下位計画として「行動計画」を作成 し、年度別の被害対策を示す。



# (3) 基本方針の見直し期間

第二種特定計画と密接に関連するものであることから,第二種特定計画と合わせる形で原則 として5年ごとに見直しを行うこととする。

ただし、農林水産業アクションプログラムの改定やシカを取り巻く状況の変化等に応じて柔軟に見直しを行うこととする。

### (4)役割分担

引き続き、次のような役割分担で対策を進める。

# ア農業被害対策

表 7 農業被害対策の役割分担

	衣/ 辰	<b>耒</b> 被告刈束の役割分担
	分 類	役 割
曲樂中	۷	・被害対策の実施
農業者	1	・有害鳥獣捕獲の実施
		・農業者への支援・指導
		・被害状況の把握
市町		・鳥獣交付金事業の実施
	有害鳥獣捕獲班	・農業者への支援・指導
	被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲の実施
関係機	後関 (JA, 共済組合等)	・農業者への指導
		・指導者の育成
	農業技術課	・市町等への支援・指導
ı	農林,指導所	・鳥獣交付金事業の実施
県		・被害状況の取りまとめと分析、データ提供
	白然理培钿	• 生息状況調査
	自然環境課	・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

# イ 林業被害対策

表8 林業被害対策の役割分担

	衣8 体:	未被告対束の役割が担		
	分 類	役割		
		・被害対策の実施		
林業経	営体等	・捕獲体制の構築		
		・捕獲の実施		
		・林業経営体等の支援・指導		
+		・捕獲体制の構築		
市町	有害鳥獣捕獲班 被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲の実施		
	   林業課,森林保全課	・林業被害の実態把握と分析		
	你未詠、森你は主詠  農林, 林業技術センター	・捕獲技術の確立,捕獲人材の育成,捕獲体制の構築		
県	辰仰、作未汉門ピング	・市町及び林業経営体等の支援・指導		
	   自然環境課	・生息状況調査		
	口	・指定管理鳥獣捕獲等事業の実施		

# (5) 取組内容

# ア 生息状況の継続的な把握

毎年、生息密度指標を得るための生息調査(糞塊密度調査)等を実施する。

また、必要に応じて市町が実施している鳥獣害対策の効果検証・見直しの一つとして、見える化対策をモデル的に実施支援する。

### イ 農業被害の軽減

基本的な考え方としては、「環境改善」、「侵入防止」をしっかりと行った上で、集落(農地) 周辺での「加害個体の捕獲」を行う。また、農業者自らが被害を防げるよう、県、市町、関係 機関等が継続して必要な支援や指導を行う。

#### (ア) 農業被害の実態や被害対策の取組状況を把握する

地域の鳥獣被害の実態や各集落での被害対策の取組状況について,市町による現地活動等を通じた把握に加え,県が集落に対するアンケート調査を実施し,市町へ分析結果等をフィードバックすることで,市町内における成功事例を他集落へ波及させる等,効果的な被害対策を実施する。

集落等実態調査

集落代表者を対象に、集落における被害の程度、被害対策の取組等について、アンケート調査により把握する。

# (イ) 人材育成と体制整備を進めながら効果的な鳥獣害対策を実施する

市町が「鳥獣被害対策プログラム」に基づく鳥獣害対策を実施し、地域での研修会等の実施や専門家の派遣、新技術の導入実証等の取組に対して県が支援を行う。

市町、被害対策実施隊、JA、共済等の担当者を対象としたスキルアップ研修会を開催することにより、鳥獣害対策の指導者等の育成を図る。

鳥獣害対策のノウハウの蓄積が図られる継続的な集落への支援体制が構築できるよう、モデルとなる市町の育成を検討する。具体的には、鳥獣害対策の専門的知識をもった中間支援組織が広域的に農業者等への個別対応や戦略的な鳥獣害対策を担う一方で、市町は、鳥獣交付金等を活用し、中間支援組織への財政的支援や、農業者等の活動支援(わな、柵、捕獲等に対する支援)を行う体制について検討する(図 17)。こうした体制構築に向けて、市町の鳥獣害対策の専任者の確保・育成を進めるとともに、今後の支援体制について関係機関で協議する。

また、被害対策実施隊の活動に当たっては、有害捕獲だけでなく侵入防止や環境整備に係る取組もできるよう、人材の確保や体制整備を検討する。

### (ウ)侵入防止対策を強化する

侵入防止対策は、環境整備、加害個体の捕獲に先行して取り組むべき重要な対策であり、 侵入防止柵の特性・特徴を考慮し、有効な設置を実現させる必要がある。

このため, 市町等の関係機関は, 鳥獣交付金等を活用した侵入防止柵設置の支援を強化するとともに, 農業者等は関係機関の助言を踏まえ, 長期的な視点で自らが維持管理することが可能な侵入防止対策を検討する。

### (エ) 鳥獣を寄せ付けない環境整備を強化する

集落の環境整備は、侵入防止対策や加害個体の捕獲の効果を得る上で重要な対策である。 市町等の関係機関は、鳥獣交付金等を活用しながら、不要な果樹の把握、管理手法の提案 (樹高管理、伐採の支援の情報提供、伐採手法の情報提供)といった鳥獣を寄せ付けない環 境整備に向けた地域住民に対する支援を強化する。

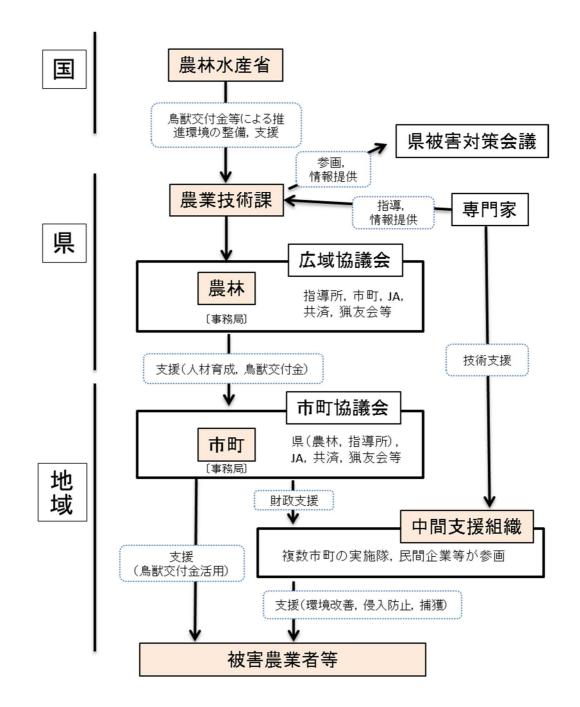


図 17 広島県における鳥獣被害対策の体制における今後の取組モデル

# (オ) 集落周辺での捕獲体制を強化する

侵入防止対策及び環境整備を実施した上で、主に箱わなを使って、集落周辺での加害個体を捕獲する。そのために、捕獲の担い手が法律等を遵守した上で効果的かつ安全な有害捕獲を実施できるよう、県が捕獲のマニュアルを整備し、市町や捕獲従事者に対して研修会等を通じた普及を図る。

また,近い将来,鳥獣捕獲の担い手が減少し,これまでどおりの加害個体の捕獲が見込めず,農業被害の増加が懸念されることから,地域の農業被害の状況等を踏まえ,これまで実施してきた有害鳥獣捕獲に加え,関係部署が連携して指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣交付金を活用した捕獲を集中的に行う。

# (カ) 鳥獣捕獲の担い手(狩猟者)を確保する

引き続き、県、市町、狩猟関係団体等が連携して、安定的な担い手の確保に努める。

# ウ 林業被害の軽減

まず、被害状況を調査することで被害実態を把握・分析する。被害発生のおそれが高い地域については、引き続き「適切な防除対策」を行う。また、捕獲の効果を検証するとともに、捕獲技術の構築、捕獲人材の育成及び捕獲体制の構築に取り組み、「加害個体の捕獲」に取り組む。

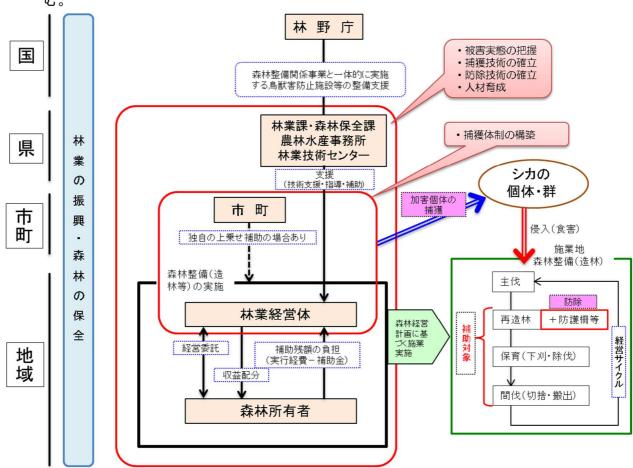


図 18 広島県における鳥獣被害対策の体制(林業)における今後の取組ポイント

#### (ア)林業被害の実態を把握する

シカによる林業被害(特に植栽木の食害)を把握するため、新植後5年以内の植栽地において、シカによる林業被害実態調査を引き続き実施する。

### (イ) 捕獲技術等を確立する

令和2~4年度の間で実施するニホンジカ被害拡大抑制対策事業において、林業経営体が 実施可能な捕獲技術を確立するとともに、「シカ被害防止技術マニュアル」を策定する。 また、防護柵等の防除技術についても、適正な設置及び維持管理方法を確立する。

# (ウ) 捕獲を行う人材を育成する

林業経営体・市町等を対象として、先進地の取組事例や県内におけるモデル事業の取組内容及び実証結果等について継続的に研修を実施する。

また、「シカ被害防止技術マニュアル」を活用し、 林業経営体や市町に対して被害対策に 必要な技術の普及を図る。

### (エ) 捕獲体制を構築する

市町等と連携し、林業経営体を主体とした捕獲体制を構築する。なお、農業分野で進める 捕獲体制の構築との連携についても検討する。

# (オ) 鳥獣捕獲の担い手(狩猟者)を確保する

引き続き、県、市町、狩猟関係団体等が連携して、安定的な担い手の確保に努める。

### 6 被害対策のための行動計画の骨子(令和4~8年度)

シカによる被害軽減のため、基本方針の期間中に、県、市町、関係機関、農林業者等が実行する 具体的な行程を示す行動計画の骨子を次のとおり定め、これに即して毎年度、詳細な行動計画を策 定する。

# (1) 指標の設定

# ア農業被害

・集落等実態調査における集落の被害軽減実感率を指標として設定

#### イ 林業被害

・林業被害対策に取り組む市町の増加を指標として設定

### (2) 生息状況等の把握

- ・生息調査 (糞塊密度調査) 等の実施
- ・「被害状況」(被害額)や「生息状況」等の関係を可視化(見える化)する支援

# (3)農業被害対策

### ア 農業被害状況の把握

- 集落等実態調査の実施
- 集落等実態調査の結果を分析し、市町等が集落へ指導等を行うための情報を提供

# イ 人材育成・体制整備

- ・鳥獣被害対策プログラムに基づいた鳥獣害対策の実施
- 継続的な人材育成とフォローアップ
- ・市町及び被害対策実施隊の体制整備の強化

### ウ 侵入防止・環境整備・加害個体の捕獲の強化

・県、市町等が連携した鳥獣交付金等による集落等への支援及び技術的な情報提供

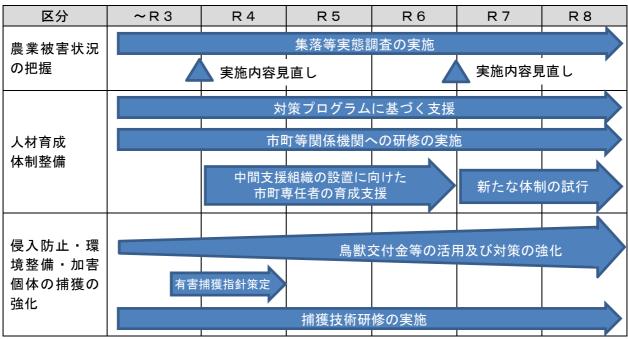


図 19 農業被害対策実施のロードマップ

### (4) 林業被害対策

# ア 林業被害状況の把握

林業被害実態調査の実施

# イ 捕獲技術等の確立

- ・林業経営体が実施可能な捕獲技術を確立
- ・防護対策に係る適正な設置方法や維持管理方法を確立

# ウ 捕獲を行う人材の育成

・林業経営体を対象として、継続的に技術研修等を実施

### エ 捕獲体制の構築

・被害の実態を踏まえながら、市町等と連携して林業経営体を中心とした捕獲体制を構築

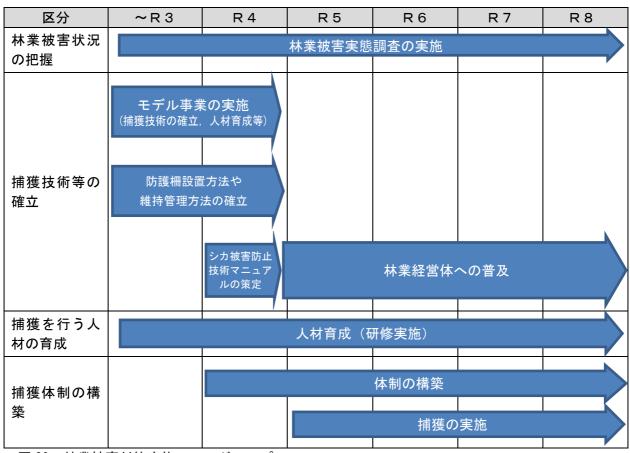


図 20 林業被害対策実施のロードマップ

### (5)被害軽減のための集中的な捕獲の実施(指定管理鳥獣捕獲等事業)

・シカの生息密度が高く、農林業等の被害が深刻な地域において、様々な対策を実施しているにもかかわらず(またはそのような対策の実施が困難な地域において)、被害が減少しない場合に関係部署等で検討した上で、局所個体群の生息密度を短期的に低下させることを目的として指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した集中的な捕獲を実施

# 〇指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に係る判断基準

次の判断材料等を基に関係部署等で集中的な捕獲の実施の可否を決定する。

#### <判断材料>

- ■シカの生息状況(密度)
- ■シカによる被害状況
  - ・農業被害(集落実態調査の結果・被害額)
  - ・林業被害(林業被害実態調査の結果・実損面積)
- ■シカによる被害対策の取組状況
  - ・農業被害対策(侵入防止柵の設置・有害捕獲の実施状況)
  - ・林業被害対策(防護柵の設置・忌避剤・食害防止チューブの設置)
- ■捕獲の担い手の体制状況

### <実施地域のイメージ>

- 農業(被害が深刻な地域)
- 林業(植林後5年以内の林業経営適地)

### (6) 県の連携体制

本基本方針に基づき県の各課で進行管理を行う。

# ア 体制

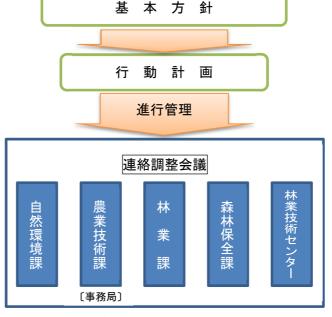


図 21 基本方針及び行動計画を推進していくための県の体制

### イ 連絡調整会議

連絡調整会議の開催内容等は次のとおり

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
連絡調整会議	今年度の事業の	進捗管理	次年度事業検討	目標達成状況
〔事務局:農業技術課〕	確認,調整			確認、振り返り

# 7 参考:シカ対策に活用できる主な制度等

# (1)農業被害対策

# ア 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)

事業概要	市町が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援する国(農林水産省)の交付金
実施主体	市町,市町協議会等
事業内容	・侵入防止柵, 処理加工施設, 捕獲技術高度化施設等の整備 ・捕獲機材の導入, 追払い等の地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲を含めたサルの複合対策, 他地域の人材を活用した捕獲, ICT 等を用いた実証 ・捕獲活動の取組 ・地域の指導者の育成等の取組 ・ジビエ等の利用拡大, 処理加工施設の人材育成 等

# イ 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)

事業概要	県が主導して広域捕獲活動、新技術の実証・普及活動、人材育成活動を行う、 国(農林水産省)の交付金	
実施主体	県	
事業内容	<ul> <li>・捕獲の担い手育成のための研修、捕獲体制の整備</li> <li>・被害状況等の調査</li> <li>・捕獲機材の整備による捕獲</li> <li>・有害捕獲、被害防除、生息環境管理の新技術の実証・普及活動</li> <li>・実施隊員や指導者の育成等の取組</li> </ul>	

# ウ ひろしまの森づくり事業

事業概要	里山林の公益的機能の維持・発揮を目的とした森林整備を支援する県の交付金	
実施主体	市町,認定事業主,森林所有者 等	
事業内容	農作物被害を及ぼす野生鳥獣の隠れ場所になる森林の整備	

# (2) 林業被害対策

# ア 森林環境保全整備事業 (森林環境保全直接支援事業・特定森林再生事業)

事業概要	人工造林や保育間伐等の森林整備と一体的に実施する鳥獣害防止施設等の整備を支援する、国(林野庁)の補助金			
実施主体	県, 市町, 林業経営体 等			
事業内容	侵入防止柵の整備、食害防止チューブの設置、忌避剤の散布、誘引捕獲 等			

# イ 林業成長産業化総合対策

事業概要	森林整備や再造林と一体的に実施する鳥獣害防止施設等の整備を支援する,国 (林野庁)の補助金
実施主体	県、市町、林業経営体 等
事業内容	侵入防止柵の整備、獣害防止資材の設置 等

# (3)捕獲

# ア 捕獲報奨金(単市町事業)

事業概要	有害鳥獣捕獲により捕獲した鳥獣に対して報奨金を支給	
実施主体	市町	
事業内容	金額は市町や鳥獣によって異なる。	
	シカの例: 1頭当たり 2,000~12,000 円(令和3年度)	

# イ 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)

事業概要	「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ)等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する、国(農林水産省)の交付金	
	F 30 = 1	
実施主体	市町協議会,県,市町	
事業内容	シカについては次のとおり(いずれも、令和3年度)。	
	・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合:9,000円/頭以内	
	・焼却処分等のための施設へ搬入した場合:8,000円/頭以内	
	・ジビエの処理加工施設へ搬入しない場合:7,000円/頭以内	
	· 幼獣:1,000 円/頭以内	

# ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

事業概要	都道府県が作成する「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」に基づき、自ら が実施する捕獲等を支援する、国(環境省)の交付金	
対象鳥獣	指定管理鳥獣(シカ、イノシシ)	
実施主体	都道府県(認定鳥獣捕獲等事業者への委託)	
	①実施計画策定等事業	実施計画の策定等及びそれに必要な調査 等
	②指定管理鳥獣捕獲等事業	指定管理鳥獣の捕獲
	③効果的捕獲促進事業	効果的な捕獲手法を用いたモデル的な捕 獲等の実施 等
交付対象事業	④認定鳥獣捕獲等事業者等の 育成	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対 する捕獲等技術向上のための研究会 等
	⑤ジビエ利用拡大を考慮した 狩猟者の育成	狩猟免許を有する者を対象とする衛生管 理等を含めた講習会 等
	⑥ジビエ利用拡大のための狩 猟捕獲支援	狩猟にて捕獲したシカ及びイノシシを都 道府県が指定する処理加工施設に搬入す る取組の実施 等

令和4 (2022) 年4月

環境県民局自然環境課 農林水産局農業技術課 林 業 課 森林保全課